平成２３年（フ）第１３７７号
愛知県大府市明成町１丁目170番地　パークシャトーメイセイ105号
債務者　小川　知也
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
三重県名張市すずらん台東４番町25番地
債務者　児島由哲こと　兒島　由哲
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３８１号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目７番25号
債務者　河原　修司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５７号
兵庫県赤穂郡上郡町竹万506番地　ハイツあゆみＢ棟202号、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台２丁目３番７
債務者　前川　高博
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５８号
兵庫県赤穂郡上郡町竹万506番地　ハイツあゆみＢ棟202号、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台２丁目３番７
債務者　前川　優子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県姫路市砥堀976番地４　砥堀第二コーポラス101号室、従前の住所兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16　アーバンコンフォート1013
債務者　谷川　裕行
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７号
兵庫県高砂市伊保崎５丁目12番３号
債務者　姫野　真一
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２２号
兵庫県高砂市曽根町1004番地の８
債務者　廣岡　龍央
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６８号
兵庫県姫路市飾磨区思案橋18番地
債務者　木村　行男
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１号
香川県善通寺市生野町412番地　コスモスクエア善通寺104号
債務者　青木美也子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５２号
香川県丸亀市飯野町東二甲1427番地　飯野ハイツ61号
債務者　宮崎　里織
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６７号
香川県坂出市駒止町２丁目１番26―502号
債務者　平野　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８０号
香川県丸亀市郡家町2376番地１　草薙八幡アパート１号
債務者　ウイカブ　ビバス　ホセ　エンリケ
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８８号
香川県丸亀市川西町南572番地３　サンシャレード矢野305号
債務者　藤田千奈美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３９１号
北九州市八幡西区別当町26番29号　２Ｆ
債務者　西村淳一郎
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６６号
北九州市八幡西区永犬丸東町２丁目14番４号
債務者　野田　豊司
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市樋之口町６番16号　橋口クリーニング店
債務者　江平ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係